

第八十七回国会 社会労働委員会議録 第二号

昭和五十四年一月二十五日(木曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。

医療保険制度に関する小委員

- 相沢 英之君 川田 正則君
木野 晴夫君 竹内 黎一君
戸井田三郎君 戸沢 政方君
友納 武人君 水戸 豊彦君
向山 一人君 湯川 宏君
大原 亨君 金子 みつ君
川本 敏美君 村山 富市君
古寺 宏君 平石磨作太郎君
和田 耕作君 浦井 洋君
工藤 晃君

昭和五十四年二月十三日(火曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

- 委員長 森下 元晴君
理事 越智 伊平君 理事 竹内 黎一君
理事 戸井田三郎君 理事 向山 一人君
理事 村山 富市君 理事 森井 忠良君
理事 古寺 宏君 理事 米沢 隆君
相沢 英之君 石橋 一弥君
木野 晴夫君 斎藤滋与史君
戸沢 政方君 友納 武人君
葉梨 信行君 水戸 豊彦君
村上 茂利君 山口シヅエ君
湯川 宏君 安島 友義君
枝村 要作君 大原 亨君
金子 みつ君 川本 敏美君
水田 稔君 谷口 是巨君
平石磨作太郎君 和田 耕作君
浦井 洋君 田中美智子君
工藤 晃君

出席國務大臣

- 厚生大臣 橋本龍太郎君
労働大臣 栗原 祐幸君

出席政府委員

- 厚生政務次官 山崎 拓君
厚生大臣官房長 大和田 潔君
厚生大臣官房審議官 吉村 仁君
厚生大臣官房會計課長 加藤 陸美君
厚生省公衆衛生局長 田中 明夫君
厚生省環境衛生局長 山中 和君
厚生省医务局長 佐分利輝彦君
厚生省業務局長 中野 徹雄君
厚生省社会局長 山下 眞臣君
厚生省児童家庭局長 竹内 嘉巳君
厚生省保険局長 石野 清治君
厚生省年金局長 木暮 保成君
厚生省援護局長 河野 義男君
社会保険庁医療保険部長 此村 友一君
社会保険庁年金保険部長 持永 和見君
労働政務次官 瓦 力君
労働大臣官房長 関 英夫君
労働大臣官房會計課長 増田 雅一君
労働省労働局長 桑原 敬一君
労働省労働基準局長 岩崎 隆造君
労働省婦人少年局長 森山 真弓君
労働省職業安定局長 細野 正君
労働省職業訓練局長 石井 甲二君

委員外の出席者

社会労働委員会 河村 次郎君
調査室長

委員の異動

- 一月二十四日
工藤 晃君 補欠選任 甘利 正君
同日
甘利 正君 補欠選任 工藤 晃君
二月一日
浦井 洋君 補欠選任 不破 哲三君
同日
不破 哲三君 補欠選任 浦井 洋君
同日
田中美智子君 補欠選任 不破 哲三君
同日
不破 哲三君 補欠選任 田中美智子君
同日
水田 稔君 補欠選任 小川 仁一君
同日
小川 仁一君 補欠選任 水田 稔君
同日
平石磨作太郎君 補欠選任 広沢 直樹君
同日
広沢 直樹君 補欠選任 平石磨作太郎君

一月十九日

- 民間保育事業振興に関する請願(安島友義君紹介)(第三八号)
同(宇都宮徳馬君紹介)(第三九号)
同(大内啓伍君紹介)(第四〇号)
同(大柴滋夫君紹介)(第四一号)
同(春日一幸君紹介)(第四二号)
同(神田厚君紹介)(第四三号)
同(塚本三郎君紹介)(第四四号)
同(中村正雄君紹介)(第四五号)
同(和田耕作君紹介)(第四六号)
同(安藤巖君紹介)(第一七四号)
同(石橋政嗣君紹介)(第一七五号)
同(大野深君紹介)(第一七六号)
同(角屋堅次郎君紹介)(第一七七号)
同(工藤晃君(共)紹介)(第一七八号)
同(小林政子君紹介)(第一七九号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第一八〇号)
同(田中美智子君紹介)(第一八一号)
同(辻英雄君紹介)(第一八二号)
同(寺前巖君紹介)(第一八三号)
同(中曾根康弘君紹介)(第一八四号)
同(西岡武夫君紹介)(第一八五号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第一八六号)
同(古屋亨君紹介)(第一八七号)
同(正森成二君紹介)(第一八八号)
同(松野幸泰君紹介)(第一八九号)
同(松本善明君紹介)(第一九〇号)
同(山本政弘君紹介)(第一九一号)
同(渡辺栄一君紹介)(第一九二号)
老人医療費の有料化反対等に関する請願(阿部昭吾君紹介)(第四七号)
同(安藤巖君紹介)(第二四四号)

九号)

二月一日

児童福祉施設最低基準改定等に関する請願(稲村利幸君紹介)(第四四四号)

同(奥野誠亮君紹介)(第四四五号)

同(加藤敏一君紹介)(第四四六号)

同(川田正則君紹介)(第四四七号)

同外二件(中野四郎君紹介)(第四四八号)

同(中村喜四郎君紹介)(第四四九号)

同(野中英二君紹介)(第四五〇号)

同(羽田野忠文君紹介)(第四五一号)

同(渡辺栄一君紹介)(第四五二号)

同(愛野興一郎君紹介)(第四五三号)

同(伊東正義君紹介)(第四五四号)

同外三十一件(倉成正君紹介)(第四五五号)

同(佐藤隆君紹介)(第四五七号)

同(福田篤泰君紹介)(第四五八号)

同(塩崎潤君紹介)(第四五九号)

同(藤波孝生君紹介)(第四六〇号)

民間保育事業振興に関する請願外一件(渡辺美智雄君紹介)(第四五三三号)

同(浅井美幸君紹介)(第四五三三号)

同(有島重武君紹介)(第四五三三号)

同(粕谷茂君紹介)(第四五三三号)

同(倉成正君紹介)(第四五三三号)

同(佐藤恵君紹介)(第四五三三号)

同(田中正巴君紹介)(第四五三三号)

同(二階堂進君紹介)(第四五三三号)

同(西中清君紹介)(第四五三三号)

同(平泉涉君紹介)(第四五三三号)

同(福田篤泰君紹介)(第四五三三号)

同(水平豊彦君紹介)(第四五三三号)

同(長谷川四郎君紹介)(第四五三三号)

同(山下元利君紹介)(第四五三三号)

同(上原康助君紹介)(第四五三三号)

同(小坂徳三郎君紹介)(第四五三三号)

同(玉城栄一君紹介)(第四五三三号)

同(藤波孝生君紹介)(第四五三三号)

療術の法制化阻止及び違法行為取り締まり強化

に関する請願(野呂恭一君紹介)(第四五四号)

同(与謝野馨君紹介)(第四五五号)

同外八件(上村千一郎君紹介)(第四五五号)

同外二件(小泉純一郎君紹介)(第四五六号)

同外一件(始関伊平君紹介)(第四五七号)

同(砂田重民君紹介)(第四五八号)

同(森喜朗君紹介)(第四五九号)

同外一件(藤波孝生君紹介)(第四五九号)

同(森清君紹介)(第四五九号)

国民健康保険制度改正に関する請願(川田正則君紹介)(第四六六号)

同(中川一郎君紹介)(第四六七号)

同(野中英二君紹介)(第四六八号)

同外一件(向山一人君紹介)(第四六九号)

同(与謝野馨君紹介)(第四七〇号)

同外一件(小泉純一郎君紹介)(第四七二号)

同(福田篤泰君紹介)(第四七三二号)

同(飯岡兵輔君紹介)(第四七五七号)

同(綿貫民輔君紹介)(第四七五九号)

精神障害者福祉法の制定に関する請願(坂田道大君紹介)(第四七一七号)

医療保険制度及び建設国民健康保険組合の改善に関する請願(浅井美幸君紹介)(第四五〇九号)

同(川俣健二郎君紹介)(第四八一七号)

医療保険制度改善に関する請願(浅井美幸君紹介)(第四五二〇号)

同(井上一成君紹介)(第四五一七号)

同(川俣健二郎君紹介)(第四五二二号)

同(新村勝雄君紹介)(第四五三三号)

健康保険制度改悪反対等に関する請願外三件(井上一成君紹介)(第四五二二号)

昭和五十四年度保育費増額等に関する請願外一件(有島重武君紹介)(第四五二四号)

老人福祉に関する請願(粕谷茂君紹介)(第五三〇号)

戦後強制抑留者の実態調査に関する請願(河本敏夫君紹介)(第五三三三号)

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願外二件(平泉涉君紹介)(第五三三四号)

社会保険診療報酬の引き上げに関する請願(福田篤泰君紹介)(第五三五五号)

良い医療制度確立に関する請願(川俣健二郎君紹介)(第五八四四号)

同(柴田健治君紹介)(第五八五五号)

医療保険制度改善措置に関する請願(木原実君紹介)(第五八六六号)

同月五日

民間保育事業振興に関する請願(田中伊三次君紹介)(第六八七号)

同外一件(根本龍太郎君紹介)(第六八八号)

同(不破哲三君紹介)(第六八九号)

同(坂口力君紹介)(第七七三三号)

同(古井喜實君紹介)(第七七四四号)

同(依田実君紹介)(第七七五五号)

失業対策事業就労者の通勤交通費支給に関する請願(瀬野栄次郎君紹介)(第六九〇号)

寡婦年金の引き上げ等に関する請願(山本政弘君紹介)(第六九二二号)

療術の法制化阻止及び違法行為取り締まり強化に関する請願(浦井洋君紹介)(第六九三三号)

同外三件(林義郎君紹介)(第六九三三号)

同(井上裕君紹介)(第七六〇号)

同外九件(中川秀直君紹介)(第七六一七号)

雇用・失業対策の確立等に関する請願(柴田健治君紹介)(第六九四四号)

障害者・児の生活保障等に関する請願(野口幸一君紹介)(第六九五五号)

医療保険制度及び建設国民健康保険組合の改善に関する請願(村山富市君紹介)(第六九六六号)

スモン病患者救済の促進に関する請願(椎名悦三郎君紹介)(第七〇四四号)

母子家庭並びに寡婦の医療費給付に関する請願(椎名悦三郎君紹介)(第七〇五五号)

てんかん患者治療施設の整備に関する請願(椎名悦三郎君紹介)(第七〇六六号)

医療保険制度の拡充に関する請願(浦井洋君紹介)(第七五五五号)

医療保険制度の改善措置に関する請願(小林政

子君紹介)(第七五六号)

医療保険制度の改悪反対、良い医療制度の確立に関する請願(寺前巖君紹介)(第七五七号)

医療保険制度の改善に関する請願(安藤巖君紹介)(第七五八号)

国立腎センター設立に関する請願(井上裕君紹介)(第七五九号)

児童福祉施設最低基準改定等に関する請願(奥田敬和君紹介)(第七六二二号)

同(小泉純一郎君紹介)(第七六三三号)

同(竹内繁一君紹介)(第七六四四号)

同(戸井田三郎君紹介)(第七六五五号)

同(古井喜實君紹介)(第七六六六号)

老人医療費の有料化反対等に関する請願(瀬崎博義君紹介)(第七六七七号)

同(山原健二郎君紹介)(第七六八八号)

昭和五十四年度保育費増額等に関する請願(工藤晃君(共)紹介)(第七六九九号)

良い医療制度確立に関する請願(工藤晃君(共)紹介)(第七七〇〇号)

国民健康保険制度改正に関する請願外五件(藤井勝志君紹介)(第七七二二号)

同(坂口力君紹介)(第七七二二号)

医療保険制度改善措置に関する請願(柴田健治君紹介)(第七七六六号)

同月八日

医療保険制度及び建設国民健康保険組合の改善に関する請願外四件(藤生良才君紹介)(第七九

一七号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第七九二二号)

同(新村勝雄君紹介)(第八二二三号)

同外一件(曾根益君紹介)(第八二四四号)

同(和田耕作君紹介)(第八二五五号)

同(若垂寿喜男君紹介)(第八七五五号)

同(工藤晃君(共)紹介)(第八七六六号)

同外三件(中川嘉美君紹介)(第八七七七号)

同外六件(山本政弘君紹介)(第八七八八号)

同(池田克也君紹介)(第九二二二号)

同(工藤晃君(共)紹介)(第九二二三号)

療術の法制化阻止及び違法行為取り締まり強化に関する請願外一件(関谷勝嗣君紹介)(第七九三三号)

同(河上民雄君紹介)(第八七九号)

同外一件(小泉純一郎君紹介)(第八八〇号)

同(瀬戸山三男君紹介)(第八八一号)

同(高沢寅男君紹介)(第八八二号)

同外一件(武部文君紹介)(第八八三号)

同外一件(中尾栄一君紹介)(第八八四号)

同(中川嘉美君紹介)(第八八五号)

同外一件(戸沢政方君紹介)(第九三〇号)

医療保険制度改善に関する請願(梅野泰二君紹介)(第七九四号)

同(矢山有作君紹介)(第八八九号)

雇用・失業対策の確立等に関する請願(梅野泰二君紹介)(第七九五号)

老人医療費の有料化反対等に関する請願(工藤晃君紹介)(第八一八号)

医療保険制度の改善に関する請願(上藤晃君紹介)(第八一九号)

同(津川武一君紹介)(第八二〇号)

同(山原健二郎君紹介)(第八二二号)

同外五件(矢山有作君紹介)(第八九三三号)

同(島本虎三君紹介)(第九二九号)

医療保険制度改善措置に関する請願(柴田睦夫君紹介)(第八二二二号)

良い医療制度確立に関する請願(安藤巖君紹介)(第八二六号)

同(瀬長亀次郎君紹介)(第八二七号)

同(寺前巖君外一名紹介)(第八二八号)

同(松本善明君紹介)(第八二九号)

同(三谷秀治君紹介)(第八三〇号)

同(安田純治君紹介)(第八三一号)

同外二件(矢山有作君紹介)(第八九二二号)

医療保険制度の拡充に関する請願(田中美智子君紹介)(第八三三三号)

同(中川嘉美君紹介)(第八六九号)

児童福祉施設最低基準改定等に関する請願(野田卯一君紹介)(第八三四号)

同外一件(逢沢英雄君紹介)(第八六七号)

民間保育事業振興に関する請願(綿貫民輔君紹介)(第八三五五号)

同(高沢寅男君紹介)(第八六八号)

同(石川要三君紹介)(第九二四号)

同(中村弘海君紹介)(第九二五号)

同(根本龍太郎君紹介)(第九二六号)

同(野田卯一君紹介)(第九二七号)

医療保険制度の改悪反対等に関する請願(小林政子君紹介)(第八三六号)

同(島本虎三君紹介)(第八八六号)

同外二件(矢山有作君紹介)(第九三二二号)

母子家庭における母等の雇用促進に関する請願(田中美智子君紹介)(第八三七七号)

薬代患者負担等の医療保険制度改悪反対に関する請願(不破哲三君紹介)(第八三八号)

健康保険法の改悪取りやめ、医療保険制度の改善に関する請願(津川武一君紹介)(第八三九号)

医療保険制度の抜本改悪反対、医療制度の拡充に関する請願(松本善明君紹介)(第八四〇号)

同(矢山有作君紹介)(第八九五号)

健保改悪阻止、医療保障制度の改善等に関する請願(東中光雄君紹介)(第八四五号)

同(山原健二郎君紹介)(第八四六号)

同(矢山有作君紹介)(第八九六号)

腎臓病患者の医療及び生活改善に関する請願(井上裕君紹介)(第八七〇号)

同(奥野誠亮君紹介)(第八七一七号)

同(齋藤邦吉君紹介)(第八七二二号)

同(矢山有作君紹介)(第八七三三号)

同(米沢隆君紹介)(第八七四四号)

同(石橋一弥君紹介)(第九一九九号)

同(水平豊彦君紹介)(第九二〇〇号)

同(湯川宏君紹介)(第九二二二号)

医療保険制度の改悪反対、医療と福祉の拡充に関する請願(島本虎三君紹介)(第八八七号)

同外一件(矢山有作君紹介)(第八八八号)

医療保険の制度改善に関する請願(矢山有作君紹介)(第八九〇号)
業代、給食費患者負担等医療保険の改悪等反対に関する請願(矢山有作君紹介)(第八九一号)
医療保険制度の改善措置に関する請願(矢山有作君紹介)(第八九四号)
民間社会福祉施設職員の処遇改善に関する請願(逢沢英雄君紹介)(第九一八号)
健康保険制度改悪反対等に関する請願外二件(川本敏美君紹介)(第九二八号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出、第八十五回国会衆議案第六号)
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(厚生関係の基本施策に関する件)
労働関係の基本施策に関する件

森下委員長 これより会議を開きます。

厚生関係の基本施策に関する件について、厚生大臣から発言の申し出がありますので、これを許します。橋本厚生大臣。
○橋本厚生大臣 社会労働委員会の御審議に先立ち、厚生行政について所信の一端を申し述べたいと思ひます。

わが国の経済は、石油ショック後の長い回復過程にあり、景気は、ようやく明るさを見せつつあるとはいへ、今後かつてのような経済の高度成長は望むべくもありません。他方、人口の老齢化は著実に進行し、わが国社会はさまざまな局面において高齢化社会への対応を迫られております。社会保障の分野におきましても、年金、医療保険を初めとし、児童福祉、社会福祉など各般にわたり、長期的かつ、総合的観点に立った施策の見直しが必要とされております。

私は、これら厚生行政の課題と積極的に取り組み、国民相互の連帯に支えられた福祉社会の建設のため、専心してまいりたいと考えております。
昭和五十四年度予算案の編成に当たりましては、厳しい財政状況のもと、施策の重点化、効率化に十分意を用いつつ、真に福祉を必要とする分野へのきめ細かい配慮を加えたところであり、私としては、国民生活の安定のために必須の社会保障施策については、着実な前進を図るべく最善の努力を払ったところであります。
この結果、厚生省予算は総額七兆五千五百四十一億円、前年度に比し一二・六%増と堅実な伸びを示しました。

以下、昭和五十四年度における主要な施策を申し述べます。
第一に、所得保障の改善についてであります。昨今の経済社会情勢にかんがみ、厚生年金等の拠出制年金について、昭和五十三年度の消費者物価上昇率は五%を超えない見込みでありましたが、特例的に物価上昇率に応じた年金額の引き上げを実施することいたしました。

老齢福祉年金を初めとする福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当並びに福祉手当につきましては、本年八月から、老齢福祉年金を月額一万六千五百円から一万八千円に引き上げるなど、消費者物価の上昇率を上回る額の引き上げを実施いたしますことといたしました。

なお、本格的な年金時代を迎え、激増する年金受給者一人一人に対し適切なサービスを提供するため、全国の社会保険事務所と社会保険庁を直結するオンラインシステム化の計画に着手することといたしました。

第二に、医療保険制度についてであります。健康保険制度につきましては、最近の経済環境の中で、医療費の増高が続ぎ、かつてない厳しい情勢にあり、最も緊急に対応を迫られて重要な課題であります。こうした状況に対処すべく、健康保険法等の一部改正法案をさきの通常国会に提出し、現在経緯審査の取り扱いとなっております。

ところでありますので、何とぞ慎重に御審議の上、速やかに同法案の可決成立がなされますようお願いいたします。

国民健康保険につきましては、その財政は依然として厳しい情勢にありますが、来年度におきましては、臨時財政調整交付金千三百十二億円など総額一兆九千五百億円の国民健康保険助成費を計上し、健全な運営の確保に努めたところであります。

なお、老人保健医療対策につきましては、新たな制度の創設について検討を続けてまいりましたが、目下のところ成案を得るまでには至っておりません。作業のおくれに對しおわびいたすとともに、今後、関係方面とも鋭意調整の上、具体案を取りまとめ、できるだけ早期に実施に移せるよう努力したいと考えております。

第三に、社会福祉施策についてであります。今後の老人対策としては、年金などの所得保障の充実と並んで、生きがいをもって明るい老後を送るための施策の充実と、地域ぐるみの老人のケアがきわめて重要な課題であると考えております。

来年度は、このような観点に立った新しい施策の展開に努め、老人の持つ能力を生かし、社会への貢献を促す生きがいと創造の事業と、地域においてきめ細かいサービスを提供するデイサービス事業を実施することといたしました。

身体障害者の福祉につきましては、新たに障害者福祉都市の実施など、その充実を努めますとともに、埼玉原所沢市に国立身体障害者リハビリテーションセンターを開設し、身体障害者のための総合的リハビリテーションの実施、調査研究、専門技術者の養成を一体的に行うことといたしております。

以上のはか、低所得世帯の福祉の向上のため、世帯更生資金について貸し付け原資の大幅な増額を図るとともに、生活保護について生活扶助基準を八・三％引き上げるなどの改善を行うこととしております。

戦傷病者、戦没者遺族等の援護につきましても、障害年金等の引き上げを図るとともに、原子爆弾被害者対策につきましても特別手当の額を大幅に引き上げるなど所要の改善を行うこととしております。

第四に、国際児童年特別対策についてであります。本年は、国連の決議により国際児童年とされ、各国において、児童の福祉を向上するための施策を推進することが要請されております。次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上を図ることは重要な性質は、幾ら強調しても強調し過ぎることはありません。このような考え方に立ち、来年度の最重要施策として国際児童年特別対策を取り上げ、心身障害児対策、母子保健対策、保育対策、健全育成対策、小児医療対策など各般にわたる児童福祉施策の充実を図りますとともに、国際児童年を記念する各種記念行事、記念事業を実施することといたしました。

第五に、保健医療対策については、救急医療対策を初め、僻地医療対策、公的病院等の財政対策の一層の推進を図りますとともに、循環器疾患、がん、腎不全、難病等についての専門的医療施設の整備、研究体制の充実を努めることとしております。

また、医師の研修体制の充実を図りますとともに、看護婦、理学療法士等の養成についても、今後の医療の動向を踏まえ、適切な施策を講ずることとしております。

生涯を通じた健康づくりとその啓蒙普及を図る国民健康づくり対策につきましては、二年目を迎えて、「自分の健康は自分でつくりだす」、この運動の定着化を図りますとともに、内容の充実を努め、総合的な国民健康づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、医薬品の安全性と有効性の確保につきましては、従来行政運用により努力を重ねてまいりましたが、新薬承認の厳格化、医薬品の再評価の実施などを主な内容とする薬事法の一部改正を行

い、その徹底を図るとともに、懸案となつております医薬品副作用被害者の救済制度の創設を図る所存であります。食品、家庭用品の安全確保につきましても、消費者保護の観点に立ち、一層推進することとしております。

また、国民の快適な生活環境づくりに欠くことのできない水道施設、廃棄物処理施設につきましては、重点的にこれらの整備を図り、水道水源の確保、水道の広域化の促進、廃棄物処理施設の計画的整備を進めることといたしております。

さらに、環境衛生関係営業につきましては、その振興を図るため、環境衛生金融公庫の融資枠の増額等の措置を講ずることといたしました。以上が厚生行政の主要課題であります。そのいずれをとりましても国民生活に密接な問題ばかりであります。私は皆様の御支援を得つつ、全力を挙げて取り組む覚悟でありますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○森下委員長 次、労働関係の基本施策に関する件について、労働大臣から発言の申し出がありますので、これを許します。栗原労働大臣。

○栗原労働大臣 社会労働委員会の御審議に先立ち、当面の労働行政について所信を申し述べ、委員各位の御理解と御協力を得たいと思っております。

現在、わが国の経済は、緩やかな景気回復の基調にありますが、雇用・失業情勢は、完全失業者が百万人以上の高水準で推移し、また有効求人倍率も最近やや上昇傾向が見られるものなお求職超過の状態にあり、依然として厳しい状況が続いております。また、今後とも、構造不況業種等における雇用問題など不安要因もあって、雇用・失業情勢は、いましばらく楽観を許さない状況が続くものと思われま

こうした場合、雇用問題の解決は現在国政の最重要課題となっており、安定成長経済下において、勤労者の生活の安定と福祉の向上を担う労働行政の果たすべき役割が非常に大きなものとなってきております。私は、この大切な時期に労働大臣を拝命し、その責務の重大さを痛感している次第

であります。関係省庁と密接な連携を保ちながら、当面次のような事項に重点を置いて、幅広い労働行政を積極的に推進していく所存でありますので、皆様方の御協力をお願いいたします。

第一は、さきにも述べたとおり、依然として厳しい状況下にある雇用問題の解決であります。

雇用情勢の改善のためには、景気回復がまず重要でありますので、政府は、昭和五十四年度は六・三％の経済成長を達成し、これを雇用の拡大に結びつけていくこととしております。それと同時に、雇用対策面においても、各種の就職支援措置の大幅強化に加えて、民間の活力を生かす方向での雇用の開発、拡大を図る強力な措置を講ずることが必要であります。

このため、昭和五十四年度政府予算案におきましては、中高年齢者の雇用開発の開発を主体として十万人の雇用創出を図る雇用開発事業の創設など、雇用対策関係予算の大幅拡充を図ったところであります。私は、今後とも、雇用増大のための施策を初め各般の施策を積極的に活用し、中高年齢者の雇用の安定に重点を置いた強力な雇用対策を展開していく所存であります。また、同時に、関係省庁に對しても雇用対策について協力を要請するとともに、雇用問題政策会議の開催により広く国民各層からの意見も取り入れて、政府の総力を挙げて雇用問題の解決に取り組む所存であります。

なお、雇用対策の重要な柱の一つである職業訓練につきましても、昨年職業訓練法の改正を見たところであり、本年はこれに基づいて、機動的、効果的な離職者訓練の実施に努めるとともに、職業能力開発協会の設立等により、民間、公共が一体となった生涯職業訓練体制の確立を図っていく所存であります。

第二は、働く人々の適正な労働条件の確保と福祉の向上であります。

労働時間の短縮、週休二日制の推進につきましては、勤労者福祉の向上、国際協調の確保、あるいは長期的に見た雇用機会の維持確保等の観点か

ら、中央労働基準審議会の建議及び昨年五月の衆参両院の雇用の安定に関する決議を踏まえて、積極的に行政指導を進めていく所存であります。

労働災害防止の問題につきましては、これまで一貫して減少を続けてきた労働災害が昭和五十一年から微増の傾向にあり、特に建設業における労働災害が全体の労働災害の三分の一程度を占めておりますので、建設業を重点として労働災害防止対策を一段と強化してまいりたいと考えております。

職業病対策につきましては、化学物質の有害性調査制度を中心とする改正労働安全衛生法の円滑な施行に努めるとともに、作業環境の改善、健康診断の徹底、中高年齢者を初めとする勤労者の健康管理の充実さらに努力してまいる所存であります。

また労災保険制度につきましては、その適正な運用に努めるとともに、より一層の改善のため制度の見直しを行いたいと考えております。

さらに、財形制度など勤労者福祉の向上を図る諸施策の充実に一層努力してまいる所存であります。

そのほか、最低賃金の履行確保、賃金、工賃の不払いの防止と解決など、厳しい情勢下にあつて勤労者の保護に欠けることのないよう十分配慮してまいる所存であります。

第三は、職場における男女平等の促進と勤労婦人福祉対策の充実であります。

職場における男女平等の促進につきましては、昨年十一月、労働基準法研究会から、男女平等法の制定を初め婦人労働法制の基本的方向について貴重な報告をいただいたところであり、この報告の趣旨を十分尊重して、適切に対処してまいりたいと考えております。また、勤労婦人の福祉の向上のための諸対策を、今後とも積極的に推進してまいる所存であります。

第四に、健全で安定した労使関係の形成については、産業労働懇話会や、昨年十一月に発足した公共企業体等労働問題懇話会等の場を通じて、労

使及び労使と政府の間の対話を一層促進し、安定した労使関係の形成へ向けてさらに努力を傾注してまいる所存であります。

もとより、賃金問題を初めとする労使間の諸問題は、労使の自主的な話し合いを通じて解決されるべき問題であります。今後とも労使が全国的な広い視野に立って話し合いを行い、良識ある対応をされるよう強く期待いたしております。

最後に、労働外交の推進については、労働組合指導者等の国際交流の拡大、ILOなどの国際機関への積極的協力、技術協力や海外広報活動の拡充等により、労働面からの国際的な相互理解を一層促進してまいる所存であります。

以上、当面の労働行政の重要事項についての私の所信を申しあげましたが、委員各位の一層の御鞭撻と御協力をお願い申しあげる次第であります。

よろしくお願いいたします。(拍手)

○森下委員長 次に、厚生大臣の発言に関連し、昭和五十四年度厚生省関係予算の概要について説明を聴取することといたします。厚生省加藤会計課長。

○加藤(陸)政府委員 昭和五十四年度厚生省所管予算の概要につきまして、お手元にお配りいたしております資料に基づきまして簡単に御説明申し上げます。

予算総額七兆五千五百四十億八千八百万円、対前年度伸び率が一一・二・六％となっております。次のページは、厚生省の予算を経費別に掲げたものでございます。

一番下の行右端に、一般会計繰上算に対して厚生省予算は一九・六％のシェアを占めております。

以下、個別事項の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

目次を三枚飛ばしていただきまして、まず国際児童年特別対策であります。

精神薄弱の発生防止のため、新たにクレチン症の検査を行うことといたしております。次に、心身障害の各種通園施設を総合したセンターを社会福祉施設整備費の事項に追加することとし、障害児が総合的診断、指導を受けられるようにいたします。

第二の柱は、母子保健対策の推進であります。三ページにまいりまして、子供の難病対策の推進のため、小児ぜんそくについて年齢を延長するとともに、小児がんの通院治療を新たに対象に加えております。

第三の柱として、保育所整備及び児童の遊び場づくりなど健全育成対策の推進を図ることとしております。

第四に、小児医療対策の充実を図ることとしております。

小児病院を子供の医療センターとして活用すべく整備するとともに、地方でも国立病院を活用して基盤を整備することといたしております。次のページにまいりまして、新たに小児診療部門運営費の助成を計上し、特殊病床の運営費助成をすることといたしております。

最後の柱が、国際児童年記念行事記念事業の実施であります。

中央こどもの国において国際児童フェスティバルを開催することとし、年間を通じて水泳、サッカー等の行事を計画いたしております。一番下の行にまいりまして、国際児童年記念児童健全育成事業の助成が予定されております。各県での記念事業助成でございます。記念モデル児童遊園等に対し助成をするものであります。このほか、児童の健全育成調査を実施することといたしております。

以上が、国際児童年特別対策の予算の概要であります。

次のページからは、福祉に関する基盤整備であります。

まず、老人福祉対策であります。

成を充実するほか、新たに生きがいと創造の事業を助成することとし、木工、園芸、養魚等、老人の能力活用を通じて社会参加を図ろうとするものであります。次のページにまいりまして、下の方、新たにデイサービス事業費を計上いたしております。これは在宅老人で体の弱い人に、週一、二回家族と一緒にリフトバスで養護老人ホームの特設施設にお連れして、入浴サービス等及び指導を行うものであります。

次のページにまいりまして、在宅身体障害者対策の充実であります。障害者の社会参加促進を図るため、県に対する助成の単価を一千万円に引き上げ、対象事業も盲導犬育成などを追加することといたしております。また、改めて障害者福祉都市の指定を開始し、今回は中都市も対象として福祉サービス等のソフト面に力点を置き、二年継続して助成することにより対策の定着を図り、身体障害者在宅対策の充実を図ることといたしております。このほか、次のページにまいりまして、電動車いすの給付を行うこととし、また、福祉手当は月額七千円に増額することとしております。さらに、身体障害者実態調査を行う予定であります。

十二ページにまいりまして、特別児童扶養手当を増額して、障害福祉年金と同額の一級で月額二万七千円といたしております。

十四ページをお願いいたします。国立身体障害者リハビリテーションセンター(仮称)を開設するものであります。所沢に建設されておりまして、昭和五十四年七月スタートの予定で、運営費、施設費合わせて三十五億九千九百万円計上いたしております。

次は、母子家庭等の福祉対策であります。母子福祉貸付金に二十五億の資金追加を予定しております。下の方にまいりまして、児童扶養手当は母子福祉年金にあわせて手当月額を二万三千四百円に引き上げております。

次は十六ページの中ほどで、児童手当の手当額の増額をいたしております。低所得世帯分を月額六千五百円にいたしております。

十八ページにまいりまして、生活保護でございます。

消費水準の上昇に見合ひまして生活扶助基準を八・三%引き上げるとともに、少人数世帯の処遇充実に努むことといたしております。

下にまいりまして、世帯更生資金につきましては貸付原資の追加額を三十九億円計上いたしております。

次のページは、社会福祉施設の関係であります。社会福祉施設の整備費は六百五十億円といたしております。

また施設運営の改善といたしましては、職員を増員及びその処遇改善をきめ細かに図っております。

次に、三枚めくっていただきまして、国民健康づくり対策でございますが、五十三年度に引き続き各施策を充実しておりますほか、二十五ページの中ほどになっておりますが、果敢階での指導、推進を新たに実施する経費を計上いたしております。

次、二十六ページでございます。保健医療に関する基盤整備の推進であります。

医療施設等の施設整備費の助成は総合いたしまして四十四億を計上し、新たに理学療法士等養成所の助成を追加いたしております。下にまいりまして、設備整備費の助成では、次のページになっておりますが、僻地対策でヘリコプターの助成等が新規で加わっております。

下の方にまいりまして、救急医療対策につきましては百二十六億を計上し、昭和五十二年度以来計画的に重点施策として伸ばしております。

次、四枚めくっていただきまして三十一ページ、保健衛生施設、公衆衛生関係のものでございます。

保健衛生施設の整備費は、総合いたしまして助成費を五十六億計上いたしております。市町村保健センターの整備に重点を置くとともに、幾つかの助成対象を新たに加えております。

次のページにまいりまして、難病対策でございます。

一番下の方に、対象疾患を二十一疾患といたしております。一疾患の増加はアミロイドーシスを追加することといたしております。

次、二枚めくっていただきまして、三十四ページの下ののがん対策であります。

国立がんセンター経費として九十二億、地方の国立病院、療養所経費として二十七億九千万を計上いたしております。次のページ中ごろにがんの実態調査費を計上いたしております。

循環器疾患対策では、従来施策を充実いたしておりますが、次のページの中ごろに国立循環器病センターの経費として七十八億を計上いたしております。

次は脳卒中リハビリ等対策であります。これからの重要問題といたしまして二十七億を計上して、まず病床整備を行うとともに、マンパワーを確保するためOT、PTの養成所を整備し、次のページの最初にございまして、公的及び民間養成所の整備にも新たに助成することといたしております。

また、肝炎研究の推進のため新規に五千万円の研究費を計上いたしております。

二枚めくっていただきまして三十九ページ、伝染病対策につきましては、国際保健対策の強化を図るため、特殊感染症高度安全検査室の整備を予定いたしております。ラッサ熱、マールブルグ病等特殊な外来伝染病に備えてのものでございまして。

また検疫体制の関係では、空港検疫出張所四カ所の新設が予定されております。国際臨時便が直接着陸できるように検疫出張所とするものであります。

次、二枚めくっていただきまして四十一ページでございます。医師、看護婦、保母等の養成確保対策の充実であります。

まず、医師の臨床研修費の関係で、来年度予定数四千五百二十七人でございまして、医学部の卒業生が順次増加してきております。また、下の方にまいりまして、指導者研修費を新たに計上し、

臨床研修の指導をする医師の質的向上を図るため、先生の研修を行うものであります。さらに地域医療研修センター整備を予定し、国立病院を活用して各地域の医師の生涯教育に役立てようとするものであります。

次に、看護職員の養成確保及び処遇の改善につきましては、所要の施策を充実いたしております。次、四十七ページまで飛ばしていただきまして、年金制度に入ります。

まず共通事項といたしまして、年金額の物価スライドによる給付改善を四%予定、計上いたしております。また厚生年金保険及び船員保険の改善として、第一に、在職老齢年金の支給制限の緩和を図っております。第二に遺族年金の改善をございまして、寡婦加算額を月千円ずつ引き上げることといたしております。

次に、福祉年金の改善は、老齢福祉年金を月額一万八千円に、障害福祉年金の一級の月額を二万七千円に引き上げることといたしております。次、四十九ページ、医療保険制度についてであります。

政府管掌健康保険は、継続審議をお願いいたしております改正法案に従った内容であります。まず、医療給付については本人、家族同一の水準とし、患者負担はここに記載したとおり改めることとし、その結果、本人、家族とも平均的負担率は約七分となる予定となっております。高額療養費については、現行は三万九千円を超えた部分について支給することとなっておりますが、これを二万円を超えた部分について行うように改善いたします。なお現金給付については、埋葬料を七万円に、分納費を十二万円にそれぞれ引き上げることとしております。国庫補助率は一八・二%を予定しております。また、保険料率は標準報酬月額及び賞与等の千分の七〇を予定いたしております。実施時期は昭和五十四年八月一日を予定しております。

船員保険疾病部門の国庫補助を三億円増の十五億計上いたしております。

次のページの中ごろ、国民健康保険助成費であります。一兆九千五百四十四億二千九百万円を計上いたしております。大部分が療養給付費補助金であります。なお、臨時財政調整交付金は千三百十二億円あります。助産費補助金の補助基準額を八万円にアップすることといたしております。

次、三枚めくっていただきまして、五十四ページでございます。医薬品副作用被害救済制度についてであります。

医薬品副作用被害救済基金(仮称)を十月に創設することとし、準備期間を置いて給付は五十五年四月から予定いたしております。今年度は事務費二億を計上しております。

次のページからは医薬品、食品の安全対策であります。医薬品の安全対策といたしましては、薬事法を整備するとともに、このページの中ほどにございまして、新たに新薬開発研究費二億円を計上いたしております。

次は食品の安全対策でございます。「食品衛生の日」の開催等の新規施策を予定いたしますとともに、食品添加物の規制強化対策としてスクリーニング試験を加えることといたしております。

次のページにまいりまして、五十七ページから六十ページまでは水道、廃棄物処理等の生活環境施設の整備費でございます。まとめて申し上げますと、全体で厚生省関係は二四・五%の伸びとなっております。一般公共事業の中では高い方の伸び率でございます。

六十ページの中ごろ、廃棄物の広域最終処分場計画の推進の調査費が二億計上されております。またその対象地域といたしまして、首都圏、近畿圏のほか、新たに中部圏が加えられております。

次は、国際医療協力の推進であります。まず、国際医療協力センター(仮称)の整備で

ありますが、将来、国際協力事業団を通じてなら東南アジア等に医師派遣、受け入れ研修を行うための医療協力センターをつくり上げる準備をするものであります。

次に、協力事業の推進であります。当面は研修、研究を充実することとしております。

次は、原爆被害者対策の充実でございます。所得制限の緩和を図るとともに、特別手当を五万四千円に引き上げ、関連手当もそれぞれアップすることとしております。このほか、尿潜血検査の新設を初め、きめ細かな新規事業を計上いたしております。

二枚めぐっていただきました。六十四ページ、戦没者遺族等の援護に入ります。

遺骨収集はフィリピン、マリアナ諸島等を予定し、また慰霊巡拝は、ビスマルク・ソロモン諸島を初め中国も予定に入っております。次のページにまいりまして、慰霊碑建設はラバウル、ビルマを予定いたしております。

次に、引揚者等援護であります。中国引揚者援護範囲の拡大と援護対策の強化を図ることとしております。帰国時オリエンテーションの実施を新たに計上いたしております。

次のページにまいりまして、戦没者の遺族に対する特別弔慰金等の支給の関係をございまして、まず、公務扶助料等の支給権を失った遺族に特別弔慰金を支給することとしております。次に、戦傷病者の妻に対する特別給付金の支給であります。御主人の症状が年々重くなつたような気の毒な方々に特別給付金を支給できるようにするものであります。

一番下の遺族年金等は、恩給に見合せて改善することとしております。

次は、環境衛生関係営業の振興についてであります。六十八ページの上方、環境衛生営業振興指針作成費を計上するとともに、公衆浴場につきましても確保対策調査研究を予定いたしております。

また、下の方にまいりまして、環境衛生金融公

庫につきましては、貸付計画を二千九百十億円とするともに、貸付条件の改善をいたしまして、限度額の引き上げ、公衆浴場確保特別対策として利率の引き下げを図っております。

最後の六十九ページにまいりまして、中ほどに、覚せい剤対策のため、国民の理解を深めることを中心といたしまして、特別推進費を計上いたしております。

年金オンラインシステムについては九億円を計上いたしております。年金相談の体制を整えるため、全国の社会保険事務所をオンラインシステムで結び、住民サービスを進めようとするものでございます。初年度として五十カ所分を予定計上いたしております。

なお、七十ページからは厚生省所管の各特別会計の歳入歳出予算の一覧表をつけてございまして、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○森下委員長 続いて、労働大臣の発言に関連して、昭和五十四年度労働関係予算の概要について説明を聴取することいたします。労働省増田會計課長。

○増田政府委員 お手元の資料に基づきまして昭和五十四年度労働関係予算の概要につきまして御説明申し上げます。

まず最初に、一ページの予算規模でございますが、労働関係の昭和五十四年度一般会計予算額は四千八百六十一億八千五百万円でございます。前年と比較して五百七十二億四千万円、一三・三%の伸びとなっております。

次に、労働保険特別会計予算額は二兆六千四百八十七億八千万円でございます。対前年二千八百四十億九千万円、二・二%の伸びでございます。

以下、主要事項の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、二ページの第一の緊急雇用対策の推進等は、現下の雇用情勢にかんがみまして昨年十二月異例の追加要求をした結果の予算でございます。

その内容は、第一の柱としては、(1)の民間の活力を生かした雇用創出として、雇用保険の雇用安定事業の中に雇用開発事業を設け、二ページに掲げました支給期間と助成率について大幅に改善した中高年齢者雇用開発給付金、雇用保険受給者等雇用開発給付金及び特定不況業種離職者雇用開発給付金の支給を行うものであります。また、三ページの内容欄の2の職業転換対策事業としての中高年齢者雇用開発給付金の新設でございますが、これは特定不況業種離職者等求職手帳所持者等のように、雇用保険受給者でない中高年齢者を雇用した事業主に支給するもので、その経費は一般会計から支弁することとしております。昭和五十四年度には二十五億円を計上しております。以上の施策により、合わせて十万人の雇用創出を見込んでおります。

緊急雇用対策の第二の柱として、三ページの(2)の定年延長奨励金等の大幅拡充がございまして、これは定年延長奨励金の額を、中小企業の場合対象者一人につき年額三十万円、大企業の場合同じく二十万円に増額するとともに、支給対象者の範囲を拡大すること及び継続雇用奨励金の大幅な増額を図るものでございます。

第三の柱は、(3)の雇用保険の特例措置の実施等でございます。その一つは、四十五歳以上の雇用保険受給者につき全国的に六十日間の給付延長をすることであり、その二は、職業訓練受講前後の一定期間をも訓練延長給付の対象とするものであります。

緊急雇用対策の第四の柱は、(4)の雇用問題政策会議の開催でありまして、現下の雇用問題の解決処理について、政府全体として国民各層の御意見を伺い、これを雇用政策に反映させようとするものであります。

三ページから四ページにかまわした特定不況地域離職者等に対する臨時特別対策の実施は、昨年の第八十五回臨時国会で成立した特定不況地域離職者臨時措置法の施行に係る予算でございます。

四ページの3の離職者訓練では、雇用保険受給者を早期に職業訓練に誘導するための能力再開発適応講習の実施を新たにすることとしております。

また、4の不況下における労働条件確保のための対策の推進といたしまして、不況地域ごとに労働条件確保対策協議会を設置することとしております。

五ページの第二の産業経済の構造的変化に対応する労働行政の展開のうち、雇用対策としては雇用安定資金の積極的活用、職業転換給付等の増額等を図るほか、1の(3)の内容欄に掲げた学識経験者を中心とする雇用発展職種研究開発委員会を設置して、雇用吸収力のある分野を探索することとしております。

六ページから七ページにかまわしては、職業訓練関係施設の増強、給付金及び補助金の増額の予算を計上してあります。

八ページの一番上の3では、安定成長下における労働経済の総合的体系的分析及び的確な予測の実施のため、総合的労働経済モデルの開発をすることとしております。

第三の高年齢者対策といたしましては、定年延長を中心に雇用対策を積極的に推進するほか、九ページの2の中高年齢労働者の総合的健康管理対策として、健康管理システムの試行のための施設整備及び要員の養成をすることとしております。

第四の勤労者の職業生活の充実を図る勤労者福祉対策の充実といたしましては、十ページの(1)の労働時間の短縮、週休二日制普及促進等の対策を引き続き積極的に推進するための予算を計上しているほか、各般にわたる福祉対策を推進いたしま

るものであります。

八

勤労者福祉施設につきましては、十一ページに掲げたような整備をすることといたしてあります。

第五の安全衛生、労災の関係では、十三ページの(3)の振動・騒音障害対策として、旧式チェーンソーの買いかえ促進のため新型チェーンソーの購入代金の一部を補助する制度を新設するほか、建設業及び下請企業の安全衛生対策を重点とするともに、十四ページにございますような労災補償制度の改善を進めてまいります。

第六の勤労婦人問題では、十五ページの(2)の職場における男女平等の促進のために、採用、処遇及び解雇に関する男女平等のガイドラインを作成する研究委員会を設置し、また、育児休業制度の普及のための奨励金の増額等を図っております。

第七の心身障害者、建設労働者、季節・出かせぎ労働者、同対策対象地域住民、寡婦、特定離職者対策としては、十七ページから十九ページに掲げましたように、これらの方々の雇用対策を積極的に推進することとし、特に心身障害者の雇用促進のために助成金の新設、増額等、身体障害者雇用納付金制度の積極的運営を図ることといたしてあります。

第八の労使関係の問題では、引き続き政労使の話し合いによる合理的な労使関係の形成を進めることとしており、その一つのあらわれとして、十九ページの(1)の公共企業体等の労使の話し合いの場である公共企業体等労働問題懇話会の設置の予算を計上いたしております。

第九の労働外交の関係では、二十ページの(1)の多角的な技術協力の展開のため、新たに海外へ進出する技能労働者に対し、進出する国の言語、生活様式等の研修をあわせ行うこととし、(3)の国際交流の推進のためには、招聘する先進国労働組合指導者の増加等の予算を計上しております。

最後に、労働行政機能の整備としては、二十一ページの2の労働保険及び職業紹介業務処理の効率化を図るとともに、3の労働行政職員の研修機

能を強化する労働行政大学の建設の予算を計上いたしてあります。

森下委員長 以上で、厚生、労働両省の昭和五十四年度予算の概要についての説明は終わりました。御説明を申し上げますが、以上で労働省関係予算の御説明を申し上げます。

森下委員長 第八十五回国会社会労働委員長提出、環境衛生関係営業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

森下委員長 第八十五回国会本委員会においてその成案を決定し、委員会提出の法律案とすることに決定したのでございますが、今国会に継続され、本委員会に付託されたものであります。

その趣旨につきましては十分御承知のことと存じますので、この際、趣旨の説明を省略いたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

森下委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

環境衛生関係営業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

を改正する法律案につきましては、政府としては特に異存はございません。

森下委員長 これより本案を討論に付するのではありませんが、別に申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

環境衛生関係営業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

森下委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

森下委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

森下委員長 この際、戸井田三郎君、村山富市君、古寺宏君、米沢隆君及び工藤晃君から、環境衛生関係営業の適正化に関する件について決議されたことの動議が提出されております。

本動議を議題とし、まず趣旨の説明を聴取いたします。戸井田三郎君。

一 都道府県環境衛生営業指導センター及び全国環境衛生営業指導センターの運営については、商工会、商工会議所及び中小企業団体中央会の事業と相互に十分連絡調整を行うよう指導すること。

二 都道府県環境衛生営業指導センター及び全国環境衛生営業指導センターは、環境衛生同業組合の自主的な運営を目的とした立法の趣旨を尊重し、その業務運営については組合の意見を尊重すること。

また、すべての営業者に対する不公平な取り扱いが行われることのないよう指導するとともに、適正かつ民主的な構成と運営が確保されるよう配慮すること。

三 環境衛生同業小組合の設立及び運営については、それが例えば、飲食店営業における共同購入事業等を効率的に実施することを目的とする制度であることにかんがみ、その趣旨に沿うよう利用者又は消費者の利益の擁護、環境衛生同業組合との調整を十分図ることとし、政令による環境衛生同業小組合を設立することのできる業種の指定及び事業の運営が適正に行われるよう配慮すること。

四 標準営業約款においては、料金又は価格に係る表示は含まないこととし、それが利用者又は消費者の利益を図る制度であることにかんがみ、その運用が適正に行われるよう指導するとともに、営業者及び利用者又は消費者に対し、その趣旨を周知徹底させるよう努めること。

五 本改正に伴い、営業者に対し利用者又は消費者に対するサービスの向上を図るとともに、料金価格等の違法な協定が行われることのないよう指導に努めること。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○森下委員長 採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森下委員長 起立総員。よって、戸井田三郎君外四名提出の動議のごとく決議することに決しました。

ただいまの決議に対し、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。橋本厚生大臣。

○橋本國務大臣 ただいまの環境衛生関係営業の運営の適正化に関する御決議につきましては、厚生省としては、その趣旨を尊重し、施策の適正な推進に努め、環境衛生関係営業の健全化と、利用者または消費者の利益の擁護を図るよう努力する所存であります。

○森下委員長 なお、ただいまの決議の議長に対する報告及び関係方面への参考送付等につきましては

ては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○森下委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十三分散会

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 解散及び清算（第五十条―第五十二条）」を「第六節 解散及び清算（第五十条―第五十二条）」を

第七節 監督（第五十二条の二、

第二章の二 環境衛生同業小組合

第三章 環境衛生同業組合連合会（第五十三条―第五十

料金等の規制措置（第五十六条の二、第五十七

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

する。
第八号第一項第七号中「あつせん」を「あつせん」に、「借入」を「借入れ」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項第八号中「改善向上」の下に「若しくは審査」を加え、同条第五項中「以外の者（以下「大企業者」という）」を「以外の者又は当該各号の二に該当する会社であつて、当該各号の二に該当する者以外の者が単独でその会社に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資額の総額の二分の一以上に相当する数若しくは額の株式若しくは持分を所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして厚生省令で定める関係を持つているもの（以下「大企業者等」と総称する）」に、「当該大企業者」を「当該大企業者等」に改める。
第九号第一項中「その実施に関する定」を「実施期間その他その制限の実施に関する定め」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。
4 厚生大臣は、第八号第一項第一号に規定する認可に関する処分をする場合における判断の基準を定め、これを告示するものとする。
第九号第二項中「前項」を「第一項」に、「こえて」を「超えて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 適正化規程は、第五十四条第一号に規定する適正化基準に準拠し、当該地区における賃金その他の経費の水準等を勘案して定めるものとする。
第十一条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「第九号第二項」を「第九号第三項」に改める。
第十三条第三項中「第九号第二項」を「第九号第三項」に改める。
第十四条の十第三項中「第九号第三項」を「第九号第五項」に、「行なう」を「行う」に、「第九号第二項」を「第九号第三項」に改める。
第十四条の十一第三項を同条第四項とし、同条

第二項中「大企業者」を「大企業者等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の従業員の数等を定める政令においては、地域における当該業種の営業の実態を勘案して、人口密度による地域の態様に応じて、その員数を定めることができる。
第十四条の十二の見出し中「あつせん」の下に「及び調停」を加え、同条中「第八号第一項第一号又は第二号に掲げる事業に関する組合協約の締結に関し相手方に交渉をしたい旨を申し出た」を「前条第一項又は第三項の申出をした」に、「同項第一号」を「第八号第一項第一号」に改め、「克服するため」の下に、「又は経済取引の公正を確保するため」を加え、「すみやかに、その」を「速やかに、当該」に、「を行なう」を「又は調停を行う」に改め、同条に次の一項を加える。
2 厚生大臣は、前項の規定により調停を行う場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、当該調停案を理由を付して公表することができる。
第十四条の十三第二項第二号中「合理化」を「近代化」に、「行なう」を「行う」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第三項中「第九号第三項」を「第九号第五項」に、「行なう」を「行う」に、「第九号第二項」を「第九号第三項」に改める。
第十四条の十四第一項中「大企業者」を「大企業者等」に改める。
第十四条の十五第二項を次のように改める。
2 第十四条の十二第二項の規定は、前項の調停を行う場合について準用する。
二十四条第二項に次の一号を加える。
四 出資組合にあつては、事業を行うために必要な経営的基礎を有すること。
第五十条第一項第四号中「第六十二条」を「第五十二条の三」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「共済事業を行う組合における前項第一号」に改める。

第二章第六節の次に次の一節を加える。

第七節 監督

(役員解任の通告)

第五十二条の二 組合の役員が、法令の規定、法令の規定に基づく処分又は定款に違反したときは、厚生大臣は、組合に対し、その役員解任を通告することができる。

(解散命令)

第五十二条の三 組合が次の各号の一に該当するときは、厚生大臣は、組合の解散を命ずることができる。

- 一 第五号各号に適合するものでなくなつたこと。
- 二 第二十二條第二項に規定する設立要件を欠くに至つたこと。
- 三 その業務が法令の規定、法令の規定に基づく処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく不当であると認められること。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 環境衛生同業小組合

(環境衛生同業小組合)

第五十二条の四 政令で定める業種に係る組合の組合員は、その営業に関する共同施設を行うため、厚生大臣の認可を受けて、組合の地区内の一部の区域を地区とする環境衛生同業小組合(以下「小組合」という。)を組織することができる。

2 小組合を設立しようとする発起人は、前項の認可を受けようとするときは、当該小組合の設立について、あらかじめ、その属する組合の同意を得なければならない。この場合において、組合は、正当な理由がないのに同意を拒んではならない。

(事業)

第五十二条の五 小組合は、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 第八條第一項第六号に掲げる事業
- 二 組合員の経済的地位の改善のためにする組合協約の締結

三 前二号の事業に附帯する事業

(出資)

第五十二条の六 小組合は、定款の定めるところにより、その組合員に出資をさせなければならない。

(合併)

第五十二条の七 小組合が合併するには、總會の議決を経なければならない。

2 小組合の合併については、第四十九条の二及び第四十九条の三の規定を準用する。

3 合併は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 前項の認可については、第二十四条第二項(第二号を除く。)の規定を準用する。

第五十二条の八 合併によつて小組合を設立するには、各小組合がそれぞれ總會において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による役員任期は、最初の通常總會の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第四十七条の規定を準用する。

4 第一項の規定による役員選任については、第二十九条第四項本文の規定を準用する。

第五十二条の九 小組合の合併は、合併後存続する小組合又は合併によつて成立する小組合が、その主たる事務所の所在地において、次条第一項において準用する第七條に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 合併後存続する小組合又は合併によつて成立した小組合は、合併によつて消滅した小組合の権利義務を承継する。

(準用)

第五十二条の十 第四條、第五條、第七條、第八條第三項、第十四條の九、第十四條の十一、第三項及び第四項、第十四條の十二、第十五條、第十六條、第十六條の二(第一項を除く。)、第十六條の三、第十七條から第十九條まで、第二十一條から第四十九條の七まで、第五十條第一項、第五十一條から第五十二條の二まで並びに第五十二條の三(第二号を除く。)の規定は、小組合に準用する。この場合において、第七條第一項中「解散」とあるのは「解散、合併」と、第八條第三項中「第一項第四号から第六号まで、第八号から第十号まで及び第十二号」とあるのは「第五十二条の五第一号及び第三号」と、第十四條の九第一項中「第八條第一項第十一号」とあるのは「第五十二条の五第二号」と、第十七條第四項中「十人」とあるのは「五人」と、第二十一條第二項第一号中「適正化規定に違反し、その他組合」とあるのは「小組合」と、第二十二條第一項中「その組合員にならうとする二十人」とあるのは「組合の組合員であつて、当該小組合の組合員にならうとする五人」と、同條第二項中「総数がその地区内において当該業種に属する営業を営む者の総数の三分の二以上」とあるのは「すべてが組合の組合員」と、第二十八條第四項中「第二十四條第二項」とあるのは「第二十四條第二項(第二号を除く。)」と、第四十七條第三号中「解散」とあるのは「解散又は合併」と、第四十九條第七項中「解散」とあるのは「解散若しくは合併」と、第五十條第一項中「一 總會の決議」とあるのは「一 總會の決議」と、第五十一條中「被産」とあるのは「合併」と、第五十一條中「被産」とあるのは「合併及び破産」と読み替へるものとする。

2 小組合の合併については、商法第一百四條から第一百六條まで及び第八條から第一百一條まで(合名会社の合併の無効)並びに非訟事件手続法第三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

(援助及び助言)

第五十二条の十一 組合は、当該業種に係るその地区内の小組合の事業の運営について、その健全な発達を図るため、情報の提供その他の援助又は助言をすることができる。

第五十四條第二号中「対する」の下に「適正化規程若しくは」を、「設定」の下に「又は第五十六條の三に規定する振興計画の作成」を加え、同條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 会員に対する第五十二条の十一の援助又は助言に関する指導

第五十四條第五号中「あつせん」に、「借入」を、「借入れ」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同條第六号中「改善向上」の下に「若しくは審査」を加え、同條第九号及び第十号中「行なう」を「行う」に改める。

第五十六條中「第九條第二項及び第三項」を「第九條第三項及び第五項」に、「第二十條まで」を「第十九條まで」に、「第五十二條まで」を「第五十二條の三まで」に、「第九條第二項中「前項」とあり、同條第三項中」を「第九條第三項及び第五項中」に、「第九條第三項中」を「同條第三項中「組合」に改め、「有する組合」との下に、「第五十條第二項中「共済事業を行う組合」とあるのは「第五十四條第八号又は第九号の事業を行う連合会」とを加える。

第四章中第五十六條の二を第五十六條の六とし、第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 振興指針及び振興計画

(振興指針)

第五十六條の二 厚生大臣は、業種を指定して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針(以下「振興指針」という。)を定めることができる。

2 振興指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 目標年度における衛生施設の水準、役務の内容又は商品の品質、経営内容その他の振興の目標及び役務又は商品の供給の見通しに関する事項
- 二 施設の整備、技術の開発、経営管理の近代化、事業の共同化、役務又は商品の提供方法の改善、従事者の技能の改善向上、取引関係

条から第四十九條の七まで、第五十條第一項、第五十一條から第五十二條の二まで並びに第五十二條の三(第二号を除く。)の規定は、小組合に準用する。この場合において、第七條第一項中「解散」とあるのは「解散、合併」と、第八條第三項中「第一項第四号から第六号まで、第八号から第十号まで及び第十二号」とあるのは「第五十二条の五第一号及び第三号」と、第十四條の九第一項中「第八條第一項第十一号」とあるのは「第五十二条の五第二号」と、第十七條第四項中「十人」とあるのは「五人」と、第二十一條第二項第一号中「適正化規定に違反し、その他組合」とあるのは「小組合」と、第二十二條第一項中「その組合員にならうとする二十人」とあるのは「組合の組合員であつて、当該小組合の組合員にならうとする五人」と、同條第二項中「総数がその地区内において当該業種に属する営業を営む者の総数の三分の二以上」とあるのは「すべてが組合の組合員」と、第二十八條第四項中「第二十四條第二項」とあるのは「第二十四條第二項(第二号を除く。)」と、第四十七條第三号中「解散」とあるのは「解散又は合併」と、第四十九條第七項中「解散」とあるのは「解散若しくは合併」と、第五十條第一項中「一 總會の決議」とあるのは「一 總會の決議」と、第五十一條中「被産」とあるのは「合併」と、第五十一條中「被産」とあるのは「合併及び破産」と読み替へるものとする。

2 小組合の合併については、商法第一百四條から第一百六條まで及び第八條から第一百一條まで(合名会社の合併の無効)並びに非訟事件手続法第三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

(援助及び助言)

第五十二条の十一 組合は、当該業種に係るその地区内の小組合の事業の運営について、その健全な発達を図るため、情報の提供その他の援助又は助言をすることができる。

の改善その他の振興の目標の達成に必要な事項

三 従業員の福祉の向上、環境の保全その他の振興に際し配慮すべき事項

三 振興指針は、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者又は消費者の利益に資するものでなければならぬ。

(振興計画の認定)

第五十六条の三 組合又は小組合は、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業(以下「振興事業」という。)に関する計画(以下「振興計画」という。)(小組合にあつては、当該小組合の行う共同施設に係るものに限る。)を作成し、当該振興計画が振興指針に適合し、かつ、政令で定める基準に該当するものとして適当である旨の厚生大臣の認定を受けることができる。

2 振興計画には、次に掲げる事項を記載しなくてはならない。

一 振興事業の目標

二 振興事業の内容及び実施時期

三 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 前二項に規定するもののほか、振興計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の認定を受けた組合又は小組合は、毎事業年度経過後三箇月以内に、当該計画の実施状況について厚生大臣に報告しなければならぬ。

5 第一項の規定による認定の申請及び前項の規定による報告は、都道府県知事を経由してするものとする。

(資金の確保)

第五十六条の四 政府は、前条第一項の規定による認定を受けた振興計画(以下「認定計画」という。)に基づく振興事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(減価償却の特例)

第五十六条の五 第五十六条の三第一項の規定による認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができる。

(営業停止命令)

第五十七条の二 厚生大臣は、営業者が前条第一項の規定による命令に違反したときは、二箇月以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第四章の二 都道府県環境衛生営業指導センター

第五十七条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の環境衛生関係営業(第二条第一項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。)の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として設立された民法第三十四条の財団法人であつて、次条第一項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができること認められるものを、その申出により、当該都道府県に限り、都道府県環境衛生営業指導センター(以下「都道府県指導センター」という。)として指定することができる。

2 都道府県指導センターは、その名称中に環境衛生営業指導センターという文字を用いなければならぬ。

3 都道府県知事は、第一項の指定をしたときは、当該都道府県指導センターの名称及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 都道府県指導センターは、事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(事業)

第五十七条の四 都道府県指導センターは、当該都道府県の区域内における環境衛生関係営業について、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

一 環境衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導を行うこと。

二 環境衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の苦情を処理し、又は当該苦情に関し営業者及び組合を指導すること。

三 第五十七条の十二に規定する標準営業約款に関し営業者の登録を行うこと。

四 環境衛生関係営業に関する講習会、講演会若しくは展示会を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。

五 環境衛生関係営業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

六 前各号の事業に附帯する事業

2 都道府県指導センターは、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて、その事業の一部を他の者に委託することができる。

3 都道府県指導センターは、都道府県知事の承認を受けて、手数料を徴収することができる。

第五十七条の五 都道府県指導センターは、厚生省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県指導センターは、厚生省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、都道府県知事に対し事業状況等を報告しなければならない。

(役員)の解任の勸告

第五十七条の六 都道府県指導センターの役員が、法令の規定、法令の規定に基づく処分又は寄附行為に違反したときは、都道府県知事は、都道府県指導センターに対し、その役員を解任

(改善命令)

第五十七条の七 都道府県知事は、都道府県指導センターの財産の状況又はその事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、都道府県指導センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第五十七条の八 都道府県知事は、都道府県指導センターが前条の命令に違反したときは、第五十七条の三第一項の規定による指定を取り消すことができる。

第四章の三 全国環境衛生営業指導センター

第五十七条の九 厚生大臣は、都道府県指導センター及び連合会の健全な発達を図るとともに、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護の見地から環境衛生関係営業全般の健全な発達を図ることを目的として設立された民法第三十四条の財団法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができること認められるものを、その申出により、全国に限り、全国指導センター(以下「全国指導センター」という。)として指定することができる。

2 全国指導センターは、その名称中に全国環境衛生営業指導センターという文字を用いなければならぬ。

第五十七条の十 全国指導センターは、環境衛生関係営業について、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

一 環境衛生関係営業全般に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

二 環境衛生関係営業全般に関する調査研究を行うこと。

三 都道府県指導センターの事業について、連絡調整を図り、及び指導すること。

四 連合会相互の連絡調整を図り、及びその事業について指導すること。

五 第五十七條の十二第一項に規定する標準營業約款を作成すること。

六 都道府県指導センターの行う環境衛生関係營業に關する衛生施設の維持及び改善向上並びに經營の健全化についての相談若しくは指導又は苦情処理に係る業務を担当する者を養成すること。

七 連合会の行う環境衛生関係營業に關する技能の改善向上若しくは審査又は技能者の養成の事業に關し技術的指導を行うこと。

八 前各号の事業に附帯する事業

(準用)
第五十七條の十一 第五十七條の三第三項から第五項まで、第五十七條の四第二項及び第五十七條の五から第五十七條の八までの規定は、全國指導センターに準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と、第五十七條の三第三項中「第一項」とあり、第五十七條の八中「第五十七條の三第一項」とあるのは「第五十七條の九第一項」と読み替えるものとする。

第四章の四 標準營業約款
(標準營業約款の認可)
第五十七條の十二 全國指導センターは、厚生大臣が指定する業種について、当該業種ごとに、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、厚生大臣の認可を受けて、当該業種に係る營業方法又は取引条件に關しおおむね次の各号に掲げる事項を内容とする約款(以下「標準營業約款」という。)を定めることができる。これを変更しようとするときも、厚生大臣の認可を受けなければならない。

一 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に關する事項

二 施設又は設備の表示の適正化に關する事項

三 損害賠償の実施の確保に關する事項

2 厚生大臣は、前項の標準營業約款が次の各号

に適合すると認めるときでなければ、これを認可してはならない。

一 利用者又は消費者の選択を容易にするものであること。

二 利用者又は消費者の需要の動向に反せず、その他これらの者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 当該業種において適正な衛生措置を講ずることが阻害されるおそれがないこと。

五 当該業種の營業の健全な經營が阻害されるおそれがないこと。

3 厚生大臣は、第一項の認可又はその取消しの処分を行ったときは、厚生省令で定めるところにより、告示しなければならない。

(標準營業約款に係る營業者の登録)
第五十七條の十三 都道府県指導センターは、当該都道府県の区域内において前条第一項の認可を受けた標準營業約款に係る業種に屬する營業を営む者から当該標準營業約款に従つて營業を行おうとする旨の申出があつたときは、厚生省令で定めるところにより、その者について登録を行うことができる。

2 前項の登録を受けた者は、その營業を行う施設において、全國指導センターが厚生大臣の承認を得て定める様式の標識及び当該登録に係る標準營業約款の要旨を掲示するものとする。

3 厚生大臣は、前項の標識について承認を与えたいときは、厚生省令で定めるところにより、告示しなければならない。

4 第一項の登録を受けていない者は、第二項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

5 都道府県指導センターは、第一項の登録に係る業務を行うに当たつては、全國指導センターが厚生大臣の承認を得て定める基準に従わなければならない。

6 都道府県指導センターは、毎事業年度經過後三箇月以内に、第一項の登録に係る事業の実施

の状況について全國指導センターに報告しなければならない。

7 第一項の登録の取消しその他登録に關し必要な事項及び第二項の標識に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(準用)
第五十七條の十四 第十一條及び第十二條の規定は、標準營業約款について準用する。この場合において、第十一條第一項中「第九條第三項各号の一に該当するに至つた」とあるのは「第五十七條の十二第二項各号に適合するものでなくなつた」と、第十一條第一項中「当該組合」とあり、同條第二項及び第十二條中「組合」とあるのは「全國環境衛生營業指導センター」と、第十一條第一項中「同條第一項」とあり、同條第二項中「第九條第一項」とあるのは「第五十七條の十二第二項」と読み替えるものとする。

第五十八條第三項中「若しくは第五十五條」を「第五十五條若しくは第五十七條の十二第一項」に改め、「処分」の下に、「第九條第四項の基準の設定」を、「第五十六條」の下に「及び前條」を加え、「前條第一項」を「第五十七條第一項」に、「取消」を「第五十六條の二第一項」を「取消し」、第五十六條の二第一項の規定による振興指針の設定又は第五十六條の六第一項に改め、「第六十一條の規定による解任の勧告又は第六十二條の規定による解任の命令」を削る。

第六十條の見出し中「及び検査」を「検査等」に改め、同條第一項中「厚生大臣」の下に「都道府県指導センターに係るものにあつては、都道府県知事」を、「この法律」の下に「(第五項を除く。)」を加え、「若しくは連合会」を「小組合、連合会、都道府県指導センター若しくは全國指導センター」に改め、同條に次の二項を加える。

4 組合は、次の各号のいずれかの場合において、必要があると認めるときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣に対し、厚生省令で定める事項について調査するよう申し出ることができる。

一 特殊契約の締結に關し交渉しようとする場合

二 組合協約の締結に關し第十四條の十一第一項又は第三項の規定により交渉しようとする場合

三 第五十六條の六第一項に規定する勧告又は第五十七條の命令について申出をしようとする場合

5 厚生大臣は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、当該申出に係る事項について必要な調査を行い、その結果を当該組合に通知するものとする。

第六十一條から第六十二條の二までを削り、第六十三條中「第五十六條の二第一項」を「第五十六條の六第一項」に改め、「命令」の下に「標準營業約款」を加え、同條を第六十一條とし、同條の次に次の二條を加える。

(聴聞)
第六十二條 厚生大臣又は都道府県知事が次の各号に掲げる勧告又は処分を行おうとするときは、当事者(第一号の勧告を行う場合にあつては、当該解任に係る役員を含む。以下次項及び第三項において同じ。)又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

一 第五十二條の二(第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。)

又は第五十七條の六(第五十七條の十一において準用する場合を含む。)

の解任の勧告

二 第五十二條の三(第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。)

の規定による解散命令

三 第五十七條の二の規定による營業停止命令

四 第五十七條の八(第五十七條の十一において準用する場合を含む。)

の規定による指定の取消し

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の聴聞を

環境衛生同業組合（組合員に出資をさせるものに限る）
 環境衛生同業組合連合会（会員に出資をさせるものに限る）
 環境衛生同業小組合

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律
 に改める。

9 (商工組合中央金庫法の一部改正)

商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第四項、第七条第一項第二号ノ三、第二十七条第一項、第二十八条第一項第六号並びに第二十九条第一項第三号及び第四号中「環境衛生同業組合」の下に「環境衛生同業小組合」を加える。

(中小企業信用保険法の一部改正)

10 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号、第三条第一項及び第三条の五第一項中「環境衛生同業組合」の下に「環境衛生同業小組合」を加える。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

11 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「環境衛生同業組合」の下に「環境衛生同業小組合」を加える。

(環境衛生金融公庫法の一部改正)

12 環境衛生金融公庫法（昭和四十二年法律第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号及び第十九条第一項第三号中「環境衛生同業組合」の下に「環境衛生同業小組合」を加える。

理由

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の施行状況にかんがみ、環境衛生同業小組合の制度を設け、営業の振興を計画的に推進し、営業に

関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を処理する体制を整備し、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和五十三年度において約二億千万円の見込みである。

昭和五十四年二月十七日印刷

昭和五十四年二月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W